

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	保護の開始の申請に対する処分		
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	(条項)	第24条第1項
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	(条項)	第8条
	生活保護法による保護の基準 （昭和38年厚生省告示第158号）	(条項)	
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 保護第1～4係		
標 準 処 理 期 間	14日（30日）	法 定 処 理 期 間	14日（30日）
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 生活保護法による保護の実施要領について （昭和36年厚生省発社第123号 厚生事務次官通知） 】 【 生活保護法による保護の実施要領について （昭和38年社発第246号 厚生省社会局長通知） 】 【 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて （昭和38年社保第34号 厚生省社会局保護課長通知） 】 ・掲載図書等 【 生活保護手帳（中央法規出版） 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[保護の開始の申請に対する処分に係る審査基準]</p> <p>保護の開始の申請に対する処分に係る審査基準は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に関して定められた同法第8条の規定に基づく生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）及び上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該告示等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令]

生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 要保護者の氏名及び住所又は居所
- (2) 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- (3) 保護を受けようとする理由
- (4) 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）
- (5) その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。

6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7 保護の申請をしてから30日以内に第3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

8～10 略

[基準法令]

生活保護法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。